

【取扱い厳重注意】

平成23年9月15日

聴取結果書

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局
局員 神藤 正嗣

平成23年9月15日、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証のため、関係者から聴取した結果は、下記のとおりである。

記

第1 被聴取者、聴取日時、聴取場所、聴取者等

1 被聴取者

農林水産省大臣官房参事官 吉岡 修
(生産局原発事故対応調整チーム長)

2 聴取日時

平成23年9月15日午前10時4分から午前11時6分まで

3 聴取場所

農林水産省本館2階 生産局第3会議室

4 聴取者

事務局 神藤 正嗣

5 ICレコーダーによる録音の有無等

あり

なし

第2 聴取内容

農林水産省のモニタリングへの対応について (別紙のとおり)

第3 特記事項

なし

別 紙

1 被聴取者の身分

私は、震災発生後、3月16日から、省内で発足した [REDACTED] チームに召集され、
[REDACTED] 放射性物質に汚染された農畜産物への対応を行ってきた。

2. 事故発生後の農林水産省の対応

事故発生後、3月14日、消費安全局の山田審議官が、省内に、食料の安定供給を目的として、規制値設定や食品の検査を所管する厚労省、食品の検査を実行する自治体への協力、支援を検討するチームを作った。そのチームには省内の化学等の技術系の職員が集められ、私も3月16日に呼ばれた。

3月16日、自治体等への支援にあたり、農水省として検査機関を確保する必要があったので、放射能の検査を実施できる所管法人等の調査を行った。そこで、検査可能な機関を調査した結果、財団法人の日本食品分析センター（多摩市）と独立行政法人の農業環境技術研究所（つくば市）がそれぞれゲルマニウム半導体検出器を2台と1台を所有しており、合わせて1日当たり40検体程度の検査が可能であることを確認した。

3月17日に厚労省から食品の暫定規制値が示されたことを受けて、農水省として自治体を実施する農産物のモニタリングに協力をするとの方針を大臣まで説明し、その日中に、私が、福島県と周辺の自治体に対し、電話で、農産物のモニタリングについて要望があれば支援を行うと連絡をした。

農水省が行ってきた自治体のモニタリングへの具体的な支援内容は、検査機関での検査費用の100%の負担とスムーズなサンプリングの実施のための試料の買い上げ費用の負担であった。また、事故直後はガソリン不足等により、物理的にサンプリングできない自治体もあったことから、地方の農政事務所が自治体の代わりにサンプリングをしたり、試料を検査機関に届けたりもした。

私が連絡した自治体のうち、福島県からは、すでに緊急時モニタリングを開始していたので、今の体制でモニタリングを実施するとして支援の必要はないという返事があったが、他の県からは、支援の要請があった。

3月18日から農水省の支援による検査が始まったが、各県とも、市町村との調整がうまくいかず、サンプリングに手間取っていた。生産者としては検査自体は必要だと考えているが、仮に放射性物質が検出された場合にはその地域を代表してしまうこととなるし、市町村としても、検査結果を公表する際に市町村名まで出てしまうので、なかなかサンプリングし、試料を出すことを決定できなかったようで、当初は1日の限界である40検体を超えることはなかった。

4月4日に原子力災害対策本部から出荷制限措置の解除の条件が示され、解除の条件を満たすためのモニタリングが始まったため、自治体からの検査の希望数は増えたが、検査機関を24時間体制にして検査に当たることにより、自治体からの検査希望を断ることなく対応できた。ただ、検査数が増えると、試料が届けられたその日中に検査を実施

【取扱い厳重注意】

するということが困難なことがあった。

その後、日本食品分析センターではゲルマニウム半導体検出器を1台増設したが、最近では、米の検査が多いので、土曜日にも検査をするなど、稼働率はこれまで以上に高くなっている。